

命を守る行動が最優先！

4月14日・16日、熊本地方を中心に最大震度7の地震が発生し、大変大きな災害になりました。家屋の倒壊や土砂崩れ、橋の崩落など直下型地震の恐ろしさを改めて教えられました。たくさんのお家が倒壊し、多くの被災者が避難所で過ごす映像を見て、日頃から備えることの大切さを感じた方も多いと思います。

◆緊急地震速報が流れたら…

緊急地震速報が流れてから、数秒から数十秒で大きな揺れが来ます。まずは「命を守る行動」を取ってください。頭を保護して机の下などに身を隠し、冷蔵庫や家具の転倒、天井からの落下物に備えます。揺れが収まってから火を消してください。無理に消そうと火傷をしては大変です。



◆避難所には家族や近所の皆さんと一緒に

避難経路には、倒壊した家屋や切断された電線など、危険なものがたくさんあります。決して一人では行動しないで、家族や近所の皆さんと一緒に行動しましょう。避難所の情報は、市ホームページ「災害のときは→避難場所」をご覧ください。



◆日頃から最低限の備えを

大人が1日に必要な水は3ℓと言われてます。飲料水と非常食3日分を家族の人数分、常備薬や予備のメガネ、紙オムツなど家族構成に合わせて必要なものを用意しましょう。ゴミ袋・新聞紙は給水・汚物処理に役立ちます。日頃から備えておきましょう。



保健 国保と後期高齢者医療

問合せ先は、各記事の最後に記載

保険税（料）額決定通知書

今年度の通知書は、6月中旬に送付します。
*失業や特別な事情で生活が著しく困窮し、納付が困難な方は、申請すると減免になる場合があります。



◆国民健康保険税

通知書は、世帯主に送付します。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいる場合は世帯主に送付されます。

納付方法・開始時期

- 納付書が口座振替で納付する方 6月から
- 年金から差し引かれている方 4月・6月・8月は、2月と同じ額が年金から差し引かれます。10月以降の支払い額で、今年度の保険税額と金額を調整

*保険税率などの改定と課税限度額の引き上げ、所得が少ない世帯のための軽減制度の拡充を行いました。

問合せ 保険年金課（内線657）

◆後期高齢者医療保険料

保険料は均等割と所得割の合計で、個人ごとの納付です。

納付方法・開始時期

- 納付書が口座振替で納付する方 6月から
- *年金から差し引かれている方で、4月から仮徴収されている場合は、6月が今年度2期目の支払い月です。

保険料の計算方法

$$1 \text{ 年間の保険料} = \text{均等割 1人 4万9,809円} + \text{所得割 (平成27年中の所得 - 33万円)} \times 10.51\%$$

*月の途中で加入したときは、加入月からの月割りです。例えば、9月15日に加入した場合の保険料は、7カ月分になります。

問合せ 保険年金課（内線730）

国保加入者のための
病院などの窓口で支払う一部負担金の減免・徴収猶予

| | 減免 | 徴収猶予 |
|----|--|---|
| 対象 | ①震災や風水害、火災などの災害による ことが明らかな傷病で入院・通院した方 ②次のいずれかの状況で、入院・通院費の一部負担金の支払いが困難な方 ●干ばつや冷害、凍害、霜害による農作物の不作などの理由で、収入が前年より3割以上減少した ●事業や業務の休・廃止、失業などで、収入が前年より3割以上減少した | |
| 内容 | ①に該当 免除 ②に該当 一時的に生活が困難な度合いに応じ、20～100%の5段階で減額・免除 | 医療機関への支払いを猶予し、市が立て替えて支払い *猶予期間の終了後、市に全額を支払います。 |
| 期間 | 3カ月以内（1カ月単位） *さらに必要と判断された場合は、申請により3カ月を限度に延長します。 | 6カ月以内 |



減免・徴収猶予の決定は、次のものを見て総合的に判断します。

- 被保険者と生計を同じにする世帯全員の直近3カ月の平均収入額
 - 預・貯金
 - 生活保護基準額
 - 一部負担金の額など
- 問合せ 保険年金課（内線658）